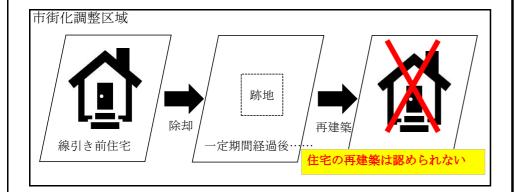
- ※ 「線引き前住宅」……市街化調整区域の設定(昭和45年10月15日)以前に既に建築されていた自己用住宅
  - 適用範囲:県が開発許可を所管する、桑折町、国見町、鏡石町、会津美里町
  - 適用開始:令和7年4月1日から

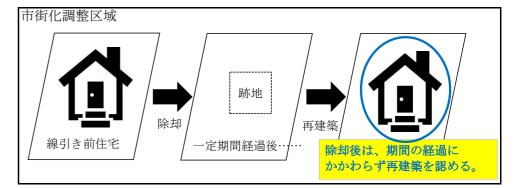
## これまでの取扱いの内容

【(1)住宅を除却し、空地となった際の取扱い】 線引き前住宅の除却後、一定期間を経過すると、当該土地に新たに住宅を建築することはできない。

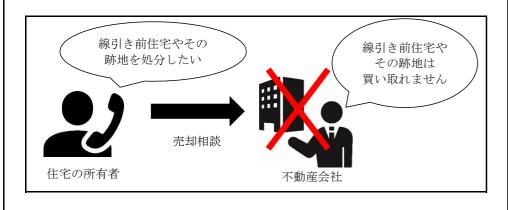


【(1)住宅を除却し、空地となった際の取扱い】 線引き前住宅を除却後、<u>経過した期間の長さにかかわらず</u>再建築を認める。

今後の特例的取扱いの内容



【(2)住宅を不動産会社へ売却する際の取扱い】 不動産会社による取得・売却及び再建築は認めない。



【(2)住宅を不動産会社へ売却する際の取扱い】 不動産会社による取得・売却及び再建築を認める。

